近江八幡市空家等対策の推進に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民等の安全で安心な生活環境を確保し、魅力ある地域社会の実現に寄与するため、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、基本理念並びに空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)、市及び市民等の責務その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、「市民等」とは、「市内に居住する者」「市内に通勤し、 若しくは通学する者」又は「市内で事業活動を行う法人、自治会その他の団体若し くは個人」をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(基本理念)

第3条 空家等の発生予防、活用及び適正管理並びに跡地活用は、地域コミュニティ の活性化を図る観点から、空家等の所有者等及び、市、市民等が相互に連携を図り、 協力して取り組まなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適正に管理しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、空家等の発生予防、活用及び適正管理並びに跡地活用に関する対策を 総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民等の責務)

- 第6条 市民等は、安全で安心な生活環境の確保に努めるとともに、市が実施する空 家等に関する対策に協力するよう努めるものとする。
- 2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市にその情報

を提供するよう努めるものとする。

(立入調查等)

- 第7条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に関する調査を行うため、特に必要があると認めたときは、当該職員又はその委任した者(以下「職員等」という。) に、空家等の敷地に立ち入らせることができる。
- 2 市長は、前項の規定により職員等を、空家等の敷地に立ち入らせようとするときは、 事前に当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有 者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により空家等の敷地に立ち入ろうとする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の有効活用)

- 第8条 空家等の所有者等は、空家等の有効活用に関する取組の実施に努めるものと する。
- 2 市及び市民等は、空家等の所有者等と連携を図り、協力して空家等が有効活用されるよう努めるものとする。

(助言、指導等に係る手続)

第9条 市長は、法第14条第1項から第3項までの規定により必要な措置を助言若 しくは指導、勧告又は命じようとする場合において必要があると認めるときは、次 条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(審議会の設置)

- 第10条 前条に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、特定空家等に対する措置その他空家等に関する対策について必要な事項を調査及び審議するため、近江八幡市空家等対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験を有する者

- (2) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(緊急安全措置)

- 第11条 市長は、空家等に関する調査を行い、助言等行った場合において、緊急に 危険を回避する必要があると認めるときは、空家等の所有者等の同意を得て、当該 危険を回避するために必要と認める最低限度の措置(以下「緊急安全措置」とい う。)を講ずることができる。
- 2 市長は、適切な管理を行っていない空家等で、調査において助言等を行うべき所有者等が判明しない場合において、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、緊急安全措置を講ずることができる。ただし、緊急安全措置の内容等は公告するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により緊急安全措置を講じたときは、所有者等から当該措 置に係る費用を徴収するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。